

令和 7 年度

「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」

令和 6 年 8 月

加古川市農業委員会

意見書策定年度	令和6年度	【令和6年7月24日決定】
---------	-------	---------------

は じ め に

関係行政機関等の皆様におかれましては、平素より私共加古川市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や遊休農地の増加、有害鳥獣の被害、そして近年の異常気象に伴う農林水産業への悪影響や肥料・資材価格の高騰など極めて厳しい状況に直面しております。本市においても、これらの課題が顕在化しており、早急な対策が求められております。

そこで、政府においては、ウクライナ情勢や気候変動などの国際的な課題を背景に、食料安全保障の強化等を目的とした「食料・農業・農村基本法」の改正法が本年5月29日に成立し、6月5日に公布・施行されました。この改正法では、基本理念に「食料安全保障の確保」を新たに加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図ること、農業法人の経営基盤の強化、さらにはスマート技術を活用した生産性の向上等の取り組みが盛り込まれています。

このような情勢を踏まえ、本農業委員会におきましても、活動指針である「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、「遊休農地の発生防止」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」を最重要課題と位置づけ、委員会活動に邁進しております。

これらの活動を通じて、東播地域という阪神間に近接した有利な立地環境を活かし、力強い地域農業を実現するためには、関係行政機関やJAをはじめとする農業関係団体との緊密な協力と連携が不可欠であると確信しております。

つきましては、このような社会情勢や国・県における取り組み等も踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき本意見書を取りまとめましたので、地域コミュニティを基盤に持続的かつ発展性のある加古川市の農業を構築し、次世代に引き継ぐため、次年度以降の実効性のある本市の農業施策に反映いただきたく次のとおり意見を申し上げます。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

農地法第30条の規定による利用状況調査のほか、地域別に農業委員（以下「委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）で結成した班により、「農地を活かし隊」活動（農地パトロール含む）を実施し、遊休農地の早期発見に努めているところです。

また、農地法第32条第1項各号に該当する農地（耕作放棄地又は未利用農地）について、利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構（公益社団法人ひょうご農林機構）、県並びに本市農林水産課と連携して、所有者の意向に沿う形で遊休農地を解消できるよう協議を重ね、具体的支援策を検討する必要があります。

つきましては、遊休農地の解消や発生防止に向け、施策の拡充・創設について意見いたします。

- ① 農業振興地域内の農用地等について、遊休農地の解消に向けた農地中間管理事業や加古川市農地情報バンク制度の利用拡大。（事前登録等）農業振興地域外の農地についても、市独自の支援制度を拡充。
- ② 遊休農地解消後、農地の適正管理が継続できるよう農作業受委託に係る支援事業（市単独）の創設。
- ③ 遊休・荒廃した復元不可能な農地（農業委員会による「非農地判断」対象農地）の農業振興地域整備計画における弾力的かつ柔軟な運用。
- ④ 都市農業振興基本法に基づき、加古川市の実情に応じた「加古川市都市農業振興基本計画（仮称）」の策定検討及び災害時の防災目的とした「防災協力農地登録制度（仮称）」の検討と洪水防止のために取り組む「田んぼダム」設置集落に対する新たな支援措置。
- ⑤ 農業振興地域以外の地域の土地改良区に対する水路補修等に関する経費の補助の拡充。
- ⑥ 遊休農地の活用による農園付き住宅（空き家含む）制度の検討（併せて空き家バンク、田園まちづくり地域における空き家・空き地情報、農地情報バンクのさらなる有効活用）。
- ⑦ 鳥獣害対策（イノシシ等の侵入防止柵の設置やICTを活用した対策）への支援。（市単独補助の拡充及び国交付金の拡充要請）

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

本市における「地域計画」の策定状況は、国が策定を義務づけている令和6年度末に向け策定中ではありますが、農業振興地域外の地区での「地域計画」については進んでいるとは言いがたい状況です。

特に、市街化区域については策定義務はない上に、市街化という特性上、所有者の意見集約が難しい現状も理解できるが、可能な限り「地域計画」を策定し、市内の全ての農地において適正管理を目指してもらいたい。

また、集落営農組織等の地域における担い手組織が存立していない地域においては、地元の委員及び推進委員が主体的に地域の農業者に呼びかけ、話し合いを通して地域における担い手組織の結成を支援する必要があります。

つきましては、「地域計画」の策定を推進するため、施策の拡充・創設について意見いたします。

- ① 「地域計画」の策定に不可欠な集落内リーダーの養成事業の創設。
- ② 集落営農組織の新規立ち上げや既存の集落営農組織の法人化に対する支援体制の充実と市単独の補助メニューの創設。
- ③ 農地中間管理事業の予算拡充・交付要件緩和等に向けた国・県に対する要望。
- ④ 担い手が生産する農作物や六次加工品の地産地消、阪神間市場へPR・販売するための「地域商社」の創設に向けた支援と「加古川市六次産業化推進協議会（仮称）」の設立検討。

3. 新規参入の促進について

全国的にも人口減少、農業従事者の高齢化が進行している中、加古川市においても同様の問題に直面しており、後継者等の農業の担い手不足が懸念されております。

つきましては、加古川市内への農業の新規参入を促進するため施策の拡充・創設について意見いたします。

- ① 企業参入を促すためのマッチングイベントの開催や新規就農希望者に対する市独自の支援メニューの創設及び拡充。（認定農業経営体と同様の支援や農地・農業用施設・家屋への固定資産税相当額の奨励金交付制度・定年退職者の新規就農支援の創設等）

- ② 新規就農者の営農定着化支援や新規就農者の受け入れ条件を「地域計画」に明示した集落に対する市独自の補助メニューの創設。
- ③ 新規就農者が必要とする農業用施設確保に係る農業振興地域農用地の用途区分変更の迅速化。（農業振興地域整備計画軽微変更の迅速化）
- ④ 市外からの新規就農者の積極的な受け入れを促進するため、市街化調整区域内の新規居住者用住宅建築の規制緩和と、建築に伴う農業振興地域農用地の除外申し出に対する柔軟な対応。
- ⑤ 市の出資する農業法人である株式会社ふぁーみんサポート東はりまにおける国の支援制度（「雇用就農資金」）を活用した新規就農者の雇用促進（半農半X）及び当該雇用に伴う経費に対する必要な支援の検討。

4. 加古川市の農業施策全般について

本市農業は、「はじめに」に記述したように農業従事者の高齢化の進行と減少、後継者と担い手不足、遊休農地の増加、有害鳥獣や近年の異常気象により依然として厳しい状況にあります。しかしながら、農業以外の異業種との連携による新たな取り組みが全国的にも顕著となりつつあります。

本市農業の持続的発展のためにも新たな取り組みを、市として取り組んでいただき、魅力ある加古川市農業の確立のため意見いたします。

- ① 農業従事者の減少に対応するため、関係団体との連携により農福連携等による新たな雇用の場の創出に向けた検討。
- ② 市、市民、若手農業者、農業参入法人等で「加古川市の新たな農を考える会（仮称）」を組織し、「全市的に取り組める農業イベント」の企画・立案や集落ごとに地域性のあるもの（作物、イベント等）を提案・実施の検討。
- ③ 「加古川和牛」「加古川パスタ」等の市内特産品のブランド化や市内外への普及促進、また新たな農産物のブランド創設に向け令和6年度に新設された市内特産品等プロモーション推進事業の実施に期待すると共に、事業効果の検証を行い、稼げる農業への調査研究に努め、農業者へのフィードバックを実施してもらいたい。

5. 農業委員会体制に係る要望・意見

本意見書の「はじめに」でも触れたとおり、現在は農地利用最適化推進に伴う各種施策の一体的な実施が重要です。このため、地域の農業者と、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区といった関係組織や農地中間管理機構の協働が不可欠と考えております。

つきましては、財政状況が厳しい折とは存じますが、先述の施策要望について、今後の加古川市の農政振興施策に反映いただきますようお願い申し上げますとともに、委員会体制整備について、下記のとおり要望・意見申し上げます。

- ① 「地域計画」策定支援など農地利用最適化推進業務に対応するための体制整備。



加古川市

～ 加古川市農業委員会のスローガンと活動テーマ ～

- スローガン『食を守る・農地を守る・コミュニティ地域を守る 農業委員会』
- 活動テーマ『地域課題等 積極的に取り組み
行動する農業委員・農地利用最適化推進委員』